第二期弘前市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度~令和6年度) 中間年の見直しについて

≪概要≫

子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき策定した「弘前市子ども・子育て支援事業計画」については、同法第 60 条第 1 項で定める「基本指針」において、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、見直しを行うこととされております。

また、同法第61条第7項及び第8項の規定により、事業計画の変更に当たっては、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関(弘前市子ども・子育て会議)の意見を聞くとともに、広く住民の意見を求めること等必要な措置を講ずるよう努めることとされております。

これらのことを踏まえ、第二期計画期間の中間年に当たる令和4年度において、事業計画の 見直しを行うとともに、必要に応じて事業計画の変更を行うものであります。

≪ 見直し方法 ≫

令和 4 年 3 月 18 日付け事務連絡「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」に基づき行うこととします。

≪ スケジュール ≫

【令和4年7月12日】 ○ 見直しにおける「量の見込み」の取りまとめ

・各事業の見直しの要否について判断

【令和4年8月5日】 〇 第1回弘前市子ども・子育て会議

- ・各事業の見直しの要否について説明
- ・各事業の見直しの要否について意見聴取

【令和4年10月下旬】 ○ 事業計画の変更案の作成・取りまとめ

- ・国事務連絡に従い見直しを実施
- ・見直した結果、事業計画の変更が必要なものについて変更案を作成

【令和4年11月21日】 〇 第2回弘前市子ども・子育て会議 ※委員改選後初の会議

- ・見直し結果・事業計画の変更案について説明
- 見直し結果・事業計画の変更案について意見聴取

【令和 5 年 1 月上旬】 〇第 2 期計画改訂案(パブリックコメント前)の作成

【令和5年1月16日~ ○ パブリックコメントの実施

2月15日】

・改訂案に対する意見募集

【令和5年3月上旬】

○ 事業計画の変更に係る県への協議

【令和5年3月15日】 〇 第3回弘前市子ども・子育て会議

事業計画の変更承認・決定